

東大阪市公告第 1 2 7 号

次に記載の者はその住所などが明らかでないため、送達すべき書類を送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 2 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 第 1 項の規定により公告する。当該書類は、本市市民生活部医療保険室保険料課において保管し、該当者が申出をしたときは、いつでも交付する。

なお、該当者の申出のなかったときは、高齢者の医療の確保に関する法律第 1 1 2 条において準用する地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、令和 8 年 7 月 1 7 日に当該書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年 7 月 1 0 日

東大阪市長 野 田 義 和

該 当 者 (送達を受けるべき者)	氏 名 (名 称)	別紙のとおり
送達すべき書類を特定するために必要な情報		令和 8 年度後期高齢者医療保険料関係書類 (令和 8 年度：東大阪市保第 1 4 0 1 号)

令和8年6月1日～6月30日 後期高齢者医療保険料公示送達一覧表

整理番号	発送者宛名	年度分	調定年度	論理期別
1	葛目 弘一	2024	2026	1
2	澤岬 美智子	2025	2026	1